

ハプスブルク君主国・下オーストリアにおけるヘレン身分の 活動主体(一六八三—一七四〇年)

岩 崎 周一

はじめに

今日、近世ハプスブルク君主国を対象とする研究においては、三十年戦争と対抗宗教改革によるボヘミア・オーストリア貴族層の構造変化とトルコの脅威を背景として、十七世紀後半以降王権と教会・大貴族との間にある種のパートナー関係が成立したとするR・J・W・エヴァンズの見解が広く受容されている。⁽¹⁾ その結果、一六二〇年のピラー・ホラの戦いにおける勝利を契機として、ハプスブルク家はある程度の妥協は強いられたものの、中世以来成立していた諸身分との間の「二元主義」的關係を徐々に打破し、時間をかけつつ絶対主義的体制を確立していったとする見方が主流となるに至った。⁽²⁾ こうした中で諸身分、とり

わけその中核を成していた貴族層は王権によって徐々に「馴致」されていったと見なされ、⁽³⁾ 今日では主に宮廷を舞台とした君主と貴族の諸關係を分析する研究が多く発表されている。⁽⁴⁾ したがってそうした研究では、彼らの諸身分としての活動は二義的なものとして扱われ、さほど重視されていない。⁽⁵⁾

しかし下オーストリアに限って見ても、A・F・プリブラムやM・フンマーの研究は、主として租税提供をめぐる意見交換を通し、諸身分が君主との間で対立と協働を繰り返しながら国家運営に大きく関与していたことを示唆している。⁽⁶⁾ また別稿にて論じたように、マリア・テレジア期、とりわけその初期に中央行政の要職にあった者の多くは大貴族の家門の出であり、ほぼ例外なく下オーストリアの諸

身分資格を保持していた。⁽⁷⁾カール六世期には王権側に諸身分(ないし貴族)の権力を保持しようとする動きが見られたというのも、複数の論者の指摘するところである。⁽⁸⁾

そして何より、近世において絶え間なく戦争を経験し続けたハプスブルク君主国にとって、諸身分の協力はそれ以前と同様、財政と軍事の両面において不可欠であった。⁽⁹⁾一例を挙げると、一七四九年の国政改革によって免除されることになったはずの軍事・兵站に関する負担を、実際には十八世紀を通じて、諸身分は引き続き担当し続けたのである。⁽¹⁰⁾また国家の中枢に進出した人々も、決してそこで自己ないし出身地域の利害ばかり考慮したのではなかった。彼らは時として中央集権的・絶対主義的政策の先導者でもあったのである。⁽¹¹⁾

こうした事情を踏まえると、中世はもとより近世においても、ハプスブルク君主国における諸身分は「地域に根ざした中間の自立権力」であった一方、「中央における国家運営の担い手」でもあったと言えるだろう。このような場合、「中央」と「地方」、この二つにおける諸状況が相俟ってはじめて諸身分の利害が構成されると考えられ、したがってどちらか一方だけに注目して諸身分勢力の伸張ない

し減退を論じることは避けねばならない。

しかし一方で、ビーラー・ホラ以降、諸身分の側にも見逃しがたい変化が生じていた。今日状況を呈している貴族に関する研究においては、この時期の貴族層の意識の中で諸身分としての共属意識は徐々に重要性を失い、地位と立場に応じて様々な形で自己実現を図るようになったことが指摘されている。⁽¹²⁾したがって今後の諸身分に関する研究においては「諸身分」を単純ににくくりにして捉えるのではなく、個々の家門さらには個々の成員が、諸身分の活動へどのように関与していたかという問題を、具体的に検討する必要があるように思われる。

以上に略述した議論を踏まえた上で、本稿では、領邦議會への出席や領邦官職の獲得を通して近世の下オーストリアにおける諸身分の活動を実際に担った人々について、より立ち入った検討を行うことを目的とする。下オーストリアにおいて諸身分は聖職者、ヘレン(高位貴族)、リッター(下位貴族)、都市の四身分によって構成されていたが、諸身分が意思決定を行う際に決定的な意味を持ったのが常にヘレン身分だったことから、⁽¹³⁾ここでは対象をヘレン身分貴族に限定する。

検討に際しては一六八三年から一七四〇年までを対象期間とするが、一六七八年一月から一七二三年八月までの期間の領邦議会の会合記録が失われているため、ヘレン身分部の議事録を史料として用いる。⁽¹⁴⁾ まずはヘレン身分に属した全ての家門の部会への出席状況を数量的に把握した上で各自の出席率を算定し、これに領邦官職保持者の宣誓名簿⁽¹⁵⁾の検討を加えて、諸身分の活動を実質的に担ったのがどのような貴族家門の人々であったのかを明らかにしたい。こうした諸身分の活動主体についての研究は従来等閑に付されてきた嫌いがあるが、近世(とりわけ一六二〇年以降)のハプスブルク君主国における諸身分の活動の実態を探る上で不可欠であるばかりでなく、宮廷と領邦の狭間で自己実現を図った貴族の有り様の一端をも浮かび上げられることとなる。

一 近世の下オーストリアにおける領邦議会

ここでは、本稿における議論の重要な前提となる、検討対象期における下オーストリアの領邦議会の機能と権能について一瞥しておく。

下オーストリアにおける領邦議会とは、君主が租税要請

書を発して召集をおこない、閉会詔書によって閉会を宣言するまでの期間に諸身分が開いた諸々の会合の集積を指す。⁽¹⁷⁾ これは全ての身分が一堂に会して実施される総会と、身分別に設けられた部会の二つから成っていた。

領邦議会の最も重要な討議事項は租税と兵站に関する問題であった。しかしもとより諸身分は依然として立法、行政、司法、財政、軍事、福祉、司牧、教育など、いわゆる「一般的用件」に関する権利を広範に有し、自らを領邦の代表者とみなす「ラント意識」(Landesbewusstsein)に基づいて事実上領邦行政を掌握していたから、そうした問題について討議し決定を下す場としても領邦議会は最も重要な機関であった。⁽¹⁸⁾ 一般には、時代が下るにつれて山積する用件の処理に対応するため、下オーストリアのみならずほとんどの領邦において、領邦議会の下部組織として諸身分によって運営される様々な行政機構が設置され、中でも評議会(Verordnenkollegium)が重要な役割を果たすようになつたとされるが、少なくとも下オーストリアに関する限り、主導権を握っているのはあくまで領邦議会であり、領邦議会と評議会の関係は、今日の議院内閣制における議院と内閣のそれに似通うものであった。

また会期、会合の回数、及びそこで審議された事項の量そして内容を見ても、その機能は全く減退していない。会期が半年未満である事例は七回しかなく、対して一〇ヶ月から一年以内が三三回、さらに一年を越した事例さえ八回を数える。また少なくとも一七二四年以降、新年度議会の開会日には同時に前年度議会の閉会も宣言されるようになっており、領邦議会は事実上「永久」に開かれていた。J・ベレンジャーによれば、十七世紀後半に開催された下オーストリアの領邦議会のうち五〇%の会期が七ヶ月から九ヶ月であり、彼はこれに関して「この会期の長さはそれ自体、領邦議会の会合が単なる形式ではなく実質のある討議の場であり、そこでは王の権威が諸身分の意見を参考にして示している」と述べているが、この検討時期における会期は明らかにそれを上回っている。

また一七二四年から三八年までの会合記録で見ると、年によって偏差は著しいものの、総会は平均して年二〇・三回開かれている。また会合で協議される事項の数は一回につき平均六・九件であり、平均出席者数は三四・九人であった(聖職者六・六人、ヘレン一二・二人、リッター一四・二人、都市一・八人)。ただし、君主から租税要請書

が提示される年度始めの会合、いわゆる「租税要請議会」への出席者は平均で約八七・七人であるのに対し、それ以外の会合への出席者は平均で約三二・二人であった。

また、とりわけ「租税要請議会」以外の会合の場合、出席者には積極的に参加する者とそうでない者の二つに分極化する傾向が強く見られた。特にヘレン身分とリッター身分において、出席率が一%以下の家門の数が成員の半数を超えていることは注目に値する。その結果参加するメンバーはかなりの程度固定されることとなった。総じてこの時期の下オーストリアの領邦議会は、比較的少数の参加者によって寡頭的に運営されていたと言える。ただし重要な案件がある場合、出席者数は普段の数倍に達した。

二 ヘレン身分部会参加者の家門的構成

本稿における検討対象期間中、ヘレン身分の部会は計二八三回開かれた。これは年平均で四・九回となるが、一七二四年から三八年までの期間に年平均で二〇・三回であった領邦議会の開催回数と比較すると、かなり少ない数字である。また平均出席者数は一四・二二人であり、領邦議会での一二・二人に比べ若干多くなっている。

表1 出席率(%)の分布

80-90	70-80	60-70	50-60	40-50	30-40	20-30	10-20	0-10	総計
1	0	2	2	2	7	8	16	156	194

表2 出席率上位20家門

Montecuccoli (80.60%)	Engl (32.86%)
Hohenfeld (66.78%)	Harrach (31.80%)
Pergen (62.19%)	Neudegg (30.74%)
Enkevoirt (58.06%)	Schallenburg (30.79%)
Kuefstein (56.89%)	Gilleis (27.56%)
Geymann (45.94%)	Lamberg (26.86%)
Traun-Abensperg (42.05%)	Petschowitsch (25.09%)
Brandis (39.22%)	Herberstein (24.38%)
Welz (38.52%)	Auersperg (22.97%)
Breuner (36.40%)	Unverzagt (22.26%)

* Montecuccoli は1723年に加入、Enkevoigt は1738年に断絶。

議題は当然のことながらヘレン身分のみに関わる事柄、例を挙げれば租税要請に対する意見書の作成、領邦官職に就く者の選出、そしてヘレン身分への新規加入者の承認・紹介などである。最も重要なのは領邦官職に就く者の選出であり、とりわけ評議員の選出の際には通常の倍以上の出席が見られた。また出席者の顔ぶれについてみると、現存する一七二四年以降の領邦議会の会合記録と部会へのそれとはほぼ一致している。

さて、検討対象期間にヘレン身分に属していた一九四家門のヘレン身分部会への出席状況を調査して得られた結果は、次のようなものであった(表二)(この一九四家門という数字は、この期間にヘレン身分に加入、あるいは断絶した家門も含めた数字である)⁽²²⁾。

一見して明らかな通り、出席率が一〇%未満の家門が全体のおよそ八割を占めている。このうち全期間を通して一度も部会に出席したことのない家門が七七あり、全体のほぼ四割に達している。もとよりこれは加入後ほどなく断絶した家門を含めての数字であるが、この期間中に加入ないし断絶を経験しなかった九二家門について見ても、そのうちの二二・八%に当たる二二家門が一度も出席していない。

五八年という検討期間の長さと同二三回という総開催数を考慮すると、ヘレン身分部会への出席状況も、一七二四年から三八年までの領邦議会と同じくやはり寡頭的で、かつ積極的に参加する者とそうでない者の二つに分極化する傾向を示していると言えよう。また、侯爵位を持つ大貴族、及び聖職者ではあるがヘレン身分に属していたウィーン大司教及びウィーナー・ノイシュタット司教は、一七二四年から三八年までの領邦議会に一度も参加していなかったが、本稿の検討期間においてもヘレン身分部会には一度も出席していない。

次に、全検討期間において部会への出席率が高い家門を順に二〇まで挙げたのが表二である。この時期の下オーストリアの諸身分側の領邦官職はここに挙げられている家門の出身者によってほぼ占められており、したがってこれらの家門が検討対象期における下オーストリアの諸身分の活動の実質的な担い手であったと見なすことができるだろう。

この主導層をR・ペルガーが一五〇〇年から一七〇〇年までの主導層として挙げている一〇の家門(プフハイム、シュタルムベルク、ガイヤー、ハラツハ、モラルト、イエルガー、ブローナー、ジンツェンドルフ、ツインツェ

ンドルフ、トイフェル⁽²⁴⁾と比較すると、構成が大きく変化しているのを見て取れる。どちらのグループにも含まれているのはハラッハとブロイナーだけであり、この二つの家門及び二一・九%とやや高めの出席率を示しているガイヤーを除いた残りの七家門は、本稿の検討時期においていずれも一〇%以下の出席率に留まっている。もっともこのうち一六九〇年にトイフェル、一七〇〇年頃にイェルガー、一七一八年にプフハイムが断絶しているが、これらを除いた残りの四家門は本稿の検討対象期間においても下オーストリアに広大な所領を有し、宮廷ないし中央行政の要職を⁽²⁵⁾継続的に獲得して、複数の成員をヘレン身分に属させている。またアルタン、ケーニヒスエッグ、ザラブルク、トラウトマンズドルフ、ヴィンディッシュュグレーツなど、下オーストリアのヘレン身分に多くの成員が加入し、ベルガーが挙げた家門には劣るにせよかつては諸身分の活動に関わりを持ちながら、⁽²⁶⁾本稿の検討時期においてはそれからほぼ手を引いている大貴族の家門がこの他にも少なからず存在することも目に留まる。

では、本稿の検討対象期において主導的な役割を果たした家門は、どのようなステータスを有する存在だったので

あろうか。

ベルガーの挙げた家門はガイヤーを除き、遅くとも十七世紀になるまでには大貴族と呼べるだけのステータスを保持していた。それに対し本稿の検討対象時期における主導層は、所領は上下オーストリアにほぼ限定され、宮廷及び中央行政においては宮廷侍従(Kämmerer)あるいは枢密顧問官(Gehemer Rat)といった周辺的な役割⁽²⁷⁾しか果たしていない、中堅的な貴族家門が半数を占めている。しかし一方で顔ぶれこそ変わっているものの、残りの家門はいずれも大貴族のカテゴリーに属しており、その数は中堅貴族層とほぼ拮抗している。ただここで注目すべきは、この検討期間中に常時出席者を出していた家門がホーエンフェルト、ペルゲン、クエフシュタインの三家しかなく、時期によって出席頻度が大きく変動しているケースがほとんどの家門に見られることである。したがって次節では検討期間をより細かく区分けし、どのような時期にどのような家門が諸身分の活動を主導していたのかを検討していくこととする。

三 時期別にみたヘレン身分部会参加者の家門的構成

この節では、本稿における検討対象時期を時代状況及び君主と諸身分の関係の変化に応じて六つに区分し、前節末尾で触れたように、時期ごとの諸身分の主導層をめぐる問題について論を進めることとする(表三)。

(1) 一六八三—一六九三年

一六八三年の第二次ウィーン包囲の後、下オーストリアの諸身分は八四年から八八年にかけて、租税として要求された額のおよそ三七%しか提供しなかった。しかし実際にトルコの侵攻による被害が甚大であったことから、君主側もこの減額についてはそれほど激しい反発を見せてはいない。八九年には一般租税の提供を毎年の義務とする「十年協定」が初めて結ばれたが、これも下オーストリアが蒙った損害を顧慮して作成された、いわば一種の救済措置としての性格を持つものであった。⁽²⁹⁾ 八九年から九二年にかけての租税交渉において君主は協定額の五一・二五%増の要求を行ったが、諸身分は協定を盾にとって拒否し、いずれも協定通りの額で決着している。

さてこの時期においては、八五年から九〇年まで評議員を務めたベチョウィッツが最も高い出席率を示している。これに続くのがトラウンルアーベンスペルクであるが、これは八三、八四年に評議員、そして九〇年から一七二二年まで領邦長官を務めたオットー・エーレンライヒの頻繁な参加によるものである。しかし複数の成員がヘレン身分に加わっていたにも関わらず、就任後の九〇年以降、この家門からの出席数は激減している。他に注目すべきは、シュタイアマルクを本領とする名門でこの時期にもその領邦の中心的存在であったハーバーシュタインであり、⁽³¹⁾ 下オーストリアでは当時いかなる領邦の役職にも就いていなかったにも関わらず、頻繁に出席して主導的な役割を演じていたことが会合記録から読み取れる。

また先に十六・十七世紀における主導的家門として言及したシュタルヘムベルクとジンツェンドルフが共に一九・二三%、ツインツェンドルフが三二・六八%と、この時期には比較的高い出席率を示しているのが目に付く。八九年にウィーンで開校された騎士学院の創設にシュタルヘムベルクが大きく貢献し、⁽³²⁾ ツインツェンドルフが八七年に評議員を務めたことが示すように、⁽³³⁾ これらの家門は十七世紀後

表3 年代別出席率上位10家門

1683-1693	1694-1699	1700-1712
Petschowitsch(78.85%)	Hohenfeld(74.19%)	Hohenfeld(80.95%)
Traun-Abensperg(76.92%)	Gilleis(70.97%)	Schallenberg(74.60%)
Herberstein(63.46%)	Auersperg(64.52%)	Traun-Abensperg(63.49%)
Kuefstein(61.54%)	Gurland(58.06%)	Enkevoirt(61.90%)
Hohenfeld(50%)	Pergen(58.06%)	Pergen(57.14%)
Pergen(48.09%)	Breuner(54.84%)	Welz(47.62%)
Proesing(42.31%)	Althan(48.34%)	Neudegg(46.03%)
Lamberg(38.46%)	Herberstein(41.94%)	Kuefstein(44.44%)
Rappach(38.46%)	Petschowitsch(41.94%)	Breuner(36.51%)
Fünfkirchen(36.54%)	Gienger(38.71%)	Trautson(31.75%)
	Traun-Abensperg(38.71%)	
	Wurmbrand(38.71%)	
1713-1719	1720-1733	1734-1740
Pergen(83.72%)	Enkevoirt(88.89%)	Montecuccoli(84.21%)
Enkevoirt(81.40%)	Brandis(79.17%)	Auersperg(78.95%)
Welz(81.40%)	Kuefstein(77.78%)	Harrach(78.95%)
Hohenfeld(74.42%)	Pergen(69.44%)	Brandis(73.68%)
Schallenberg(72.09%)	Hohenfeld(66.67%)	Enkevoirt(73.68%)
Neudegg(62.79%)	Harrach(55.56%)	Pergen(68.42%)
Kuefstein(62.79%)	Montecuccoli(52.78%)	Hohenfeld(57.89%)
Unverzagt(60.78%)	Breuner(45.83%)	Kuefstein(57.89%)
Ehr(60.47%)	Unversagt(43.06%)	Fünfkirchen(52.63%)
Geymann(58.14%)	Geyersperg(40.28%)	Falkenhayn(47.39%)
	Welz(40.28%)	Lamberg(47.39%)

半にはまだ諸身分の活動に大きく関わっていた。

(2) 一六九四—一六九九年

一六九四年以降、皇帝は八九年の協定で定められた租税の額を大幅に逸脱した額を諸身分に対し要求するようになる。これに対し諸身分は強く反発し、この年から九九年までの期間は両者の対立が最も尖鋭化した時期となった。その激しさは、九五年から九九年までの議会の開会期間がいずれも一年を越し、その結果九六年から一七〇〇年までの議会は前年の議会が終了しないうちから開催されたことによく示されている。ここで要求された租税は基本的に対トルコ戦争に関するものであり、それは下オーストリアの安寧にも大きく関わる問題であったが、諸身分は決して積極的な協力姿勢を見せなかった。

この時期においては、アウエルスベルク、ブロイナー、アルタン、ヴルムブラントなど、大貴族の家門から頻繁な参加が見られる点特徴的である。一方で前の時期に出席が比較的頻繁であったシユタルヘムベルク、ジンツェンドルフ、ツインツェンドルフの三家門は、この時期にはほとんど姿を見せなくなっている。³⁴⁾ ハーバーシユタインもまた

九四年に九回中七回の部会に参加した後は出席数が激減し、以後の時期にもそれが回復することはない。いまだ漠然とはしているが、ここには大貴族層が、諸身分の活動へ参与し続けていく家門と、徐々に関心を失いつつある家門とに分化していく様子が窺える。一方で概して中堅貴族層の場合、全検討期間を通し、領邦の役職に就いている期間には多く出席するものの、その職から離れると部会からも足が遠のく傾向が見られ、この時期においてはジライス及びグアラントがこれに該当する。

(3) 一七〇〇—一七二二年

この時期には引き続き租税負担をめぐって君主と諸身分の間に紛糾が見られたものの、前の時期と比べるとやや落ち着いた感がある。しかしそれは君主側が高まる一方の金銭需要を財産税の導入によって乗り切ろうとしたことに主たる原因があり、諸身分はこれを協定違反と非難する一方、しばしば「自発的」な租税の提供によって回避しようとした。

しかし一方で、一七一〇年には下オーストリアの領邦庁舎の大会議場にハプスブルク家の世界支配を称揚する内容

の内装が施されており、ここには対立一辺倒ではない君主との関係と、諸身分の自意識の変容とが窺えよう。⁽³⁵⁾これ以降の時期、バロック様式によるこの種の内装は下オーストリア各地の修道院や公共建築物にしばしば施された。⁽³⁶⁾

この時期には大貴族のトラウン・アーベンスベルク及びトラウトゾンが比較的頻繁に出席しているものの、全体としては中堅貴族層が中心となりつつある様子が窺える。これに関して興味深いのが、一七〇一年及び一二年の「租税要請議会」⁽³⁷⁾について残されている出席者リストである。この二つのリストを、一六九八年に断絶しているトイフェルとこの時期にヘレン身分資格保持者のいなかったモンテクッコリを除き、再びベルガーが挙げた家門と比較しつつ検討すると、前者のリストにはベルガーが挙げた家門のうちガイヤーとツインツェンドルフを除く七家門の名がある一方、筆者が調べた一六八三年から一七四〇年までの主導層である一九家門(表二)のうち、一二家門の名が見られる。とりわけ上位の九家門からは全て参加者が出ており、ここでは新旧の主導層が交錯する過渡的な様相を見て取ることができよう。一方後者のリストでは、ブロイナーを除いてベルガーが挙げた家門の名がない一方、表二の一九家

門のうち一一家門が出席しており、上位の九家門からは七家門が参加している。この二つのリストにおいても、ヘレン身分部会における領邦官職を有する中堅貴族層の台頭と大貴族層の後退が顕著に見て取れよう。

(4) 一七三一一七一九年

一七二一年四月一七日に皇帝ヨーゼフ一世が死去し、弟のカールが新たな統治者となると、租税協議の様子には見逃しえない変化が見え始める。それは皇帝と諸身分双方の側からの歩み寄りであり、そこから生まれた融和的・協力的な姿勢は、以前のそれと大きく異なるものであった。租税として要求される額が減少した訳ではないが、四ヶ月から半年という比較的短い審議の後、要求額のおおよそ四分の三を提供することで合意が成立するのがこの時期では通例となっている。君主側は以前のような対決姿勢を控え、一五年以降には租税要請書の冒頭において諸身分の諸々の寄与、議会参加数の多さ及び「愛国的熱情」などに対し満足と賞賛の念を表すようになり、これはやがて定型化していった。またこの時期からは、財産税よりも貸付金によって不足分を入手しようと試みるケースが増えている。

この時期には先に見られた傾向、すなわち領邦官職を有する中堅貴族層の数的優位と大貴族層の後退とが、より顕著に現れてきている。常連であるクエフシュタインを除くと大貴族のカテゴリーに属する家門は一つもなく、活動の主体は完全に中堅貴族層に移っているといえよう。こうした中堅貴族家門の部会へ参加しようとする意欲は極めて高く、その結果この時期に出席率が五〇%を越えた家門は一二を数えるに至っている。

(5) 一七二〇—一七三三年

一七一九年から三二年まで続いた平時に、君主と下オーストリアの諸身分は引き続き漸進的ではあるが、協調的な関係をより深化させていった。その中で大きなメルクマールとなったのは、一七二〇年四月二日の領邦議会における、国事詔書 (Pragmatische Sanktion) の認可である。本稿の検討対象期間で最大の出席者を集めたこの議会において、下オーストリアの諸身分は国事詔書を承認したばかりか、全世襲領諸地域の「世襲兄弟領化」(Erbverbrüderung) を皇帝に対し提案することを独自に決議し、「全体国家理念」(Gesamstaatsidee) を支持する姿勢を

見せたのであった。⁽³⁸⁾ こうした「君主国全体」(universum) を意識した姿勢は後にも見られ、例えば二三年の租税協定更新の際には、協定の目的が universum の保持にあると明記されている。⁽³⁹⁾ こうした将来を先取りした長期間の協定が成立した背景には、皇帝側の財源の安定化及び歳出と歳入のバランス確保に向けての努力と⁽⁴⁰⁾、諸身分の皇帝に対する融和的・協調的な姿勢の両方が読み取れよう。

さて、この時期においても、領邦官職を有する中堅貴族層が部会出席者の中心となっている構図に変化は見られないうが、ベルガーが挙げていた主導層に属していたハラッハとプロイナーの名が見えることがまず目を引く。このうちハラッハは一七二〇年前後から出席が頻繁になっており、一七二四年から三八年までの領邦議会においても六五・六%という高い出席率を示しているが、それは主として領邦長官アロイジウスの弟で一七二〇年代から四〇年代にかけて下オーストリアの領邦官職を歴任したカール・アントンによるものであった。⁽⁴¹⁾ この事例は(1)の時期におけるトラウンリアーベンスペルクと同様、諸身分の活動への参与が家門全体の意向に因るばかりとは言えず、個人の動向に左右

された可能性も顧慮する必要があることを示唆している。

(6) 一七三四—一七四〇年

ポーランド継承戦争(一七三三—三八年)及び対トルコ戦争(一七三七—三九年)の勃発により、再び皇帝側は諸身分に対し大規模な負担を求めるようになった。⁽⁴²⁾ また三四年から三九年までは毎年財産税もしくはトルコ税が徴収され、それは総額二五〇万グルデンに上っている。しかし興味深いことに、この時期の租税交渉はあまり紛糾することなく、皇帝側の要求がほぼ減殺されることなく受け入れられて決着した。もとより諸身分はこうした負担要求に常に唯々諾々と応じた訳ではない。しかし以前のような激しい紛糾は一度も生じず、むしろ君主側と認識を共有している様子が顕著である。一例を挙げれば、三五年に協定額の七〇万グルデンに二〇万グルデンが追加されて要求された際、諸身分は回答において皇帝と同様の危機感を示し、これを一度で了解した。⁽⁴³⁾

この時期で最も特徴的なのは、部会の開催数が平均二・七一回と著しく減少していることである。アウエルスペルクそしてランベルクという二つの侯爵位を有する大貴族の

家門が高い出席率を示しているのが目に留まるが、とりわけアウエルスペルクはハラッハそしてブランディスと共に上位に位置し、この時期の諸身分の意思決定に極めて深く関与した様子が窺える。また一七二三年に加入して以来八〇%を超える出席率を示しているモンテッコリはイタリアのモデナの出であり、代々主として軍事奉仕を通じてハプスブルク家との関わりを深めていた家門である。⁽⁴⁴⁾ 領邦の官職にはまったく就いていないにも関わらずこれほど積極的に部会に出席した理由は不明であるが、先に触れた三つの家門と共に君主側に極めて近い立場で協議に参与したことは容易に推測できよう。

おわりに

本稿における行論についてあらためて確認すると、次のようになる。本稿の検討対象期間において、下オーストリアのヘレン身分部会の家門的構成は一七二四年から三八年までの領邦議会と同様に寡頭的であり、積極的に参加する者とそうでない者の二つに分極化していた。また、その担い手となる貴族家門は十六・十七世紀のそれから大きく顔ぶれを変えており、かつて諸身分の活動を主導した家門

の一部には、おおよそ一七〇〇年頃を境として、宮廷及び中央行政にその活動の重心をシフトする傾向が現れ始めた。しかしその一方で、諸身分の活動に継続的に関与した大貴族の家門も少なからず存在した。侯爵位を有するほどの家門からも伯爵位を有する成員がしばしば部会に出席し、領邦の官職に就くケースさえ見られる。先に述べたように、概して中堅貴族層の場合、領邦の役職に就いている期間には多く出席するものの、その職から離れると部会からも足が遠く傾向が見られるのに対し、大貴族層の場合はそのも領邦の役職に就くことが比較的少ないこともあり、そのような傾向はあまり見られない。もっともハラッハなどの例が示唆していたように、家門に属する子弟の「受け皿」として諸身分の活動への参与が図られた可能性もあり、この点について解明するには、個人レベルでのより詳細な個別調査が必要となる。

最後に、おおよそ一七一〇年頃を境に生じた下オーストリアにおける君主と諸身分の協働的な関係は、君主あるいは諸身分のいずれかが勢力を減退させたからではなく、この時期を通して徐々に両者の間で様々な形で相互依存が進み、利害の共通性が高まったことで成立したものであることを

指摘しておきたい。諸身分が一見「馴致」されたかに見えるほど王権に対し協力的であったのは、時に応じて多少の食い違いはあれ、あくまで両者の志向が根本において一致していたためであり、かつ王権がいわゆる *Landständische Verfassung* を尊重し続け、諸身分の特権を侵害するような行為を極力避けたことによるように思われる。⁽⁴⁵⁾したがってこうした諸条件が失われれば両者の協調は成り立たなくなるのであり、その実例を我々はヨーゼフ二世の単独統治期(一七八〇—九〇年)、とりわけその末期と死の直後における諸身分の行動に見ることが出来る。⁽⁴⁶⁾

- (1) Evans, R.J.W., *The Making of the Habsburg Monarchy 1550-1700: an Interpretation*. Oxford 1979. また対抗宗教改革による貴族層の構造変化については Winkelbauer, Th., *Fürst und Fürstendiener. Gedanken von Liechtenstein, ein österreichischer Aristokrat des Konfessionellen Zeitalters*. Wien / München 1999, S.21-46. 参照。
(2) Schulze, W., *Das Ständewesen in den Erbländern der Habsburger Monarchie bis 1740: Vom dualistischen Ständestat zum organisch-föderativen Absolutismus*. in: Baumgart, P. (Hg.), *Ständtum und Staats-*

- bildung in Brandenburg-Preussen*. Berlin 1983, S. 263-279; Winkelbauer, Th., *Ständefreiheit und Fürstennacht. Länder und Untertanen des Hauses Habsburg im konfessionellen Zeitalter*. 2 Bde. Wien 2003. 1430466580
- (20) Strohmeyer, A., Die Diziplinierung der Vergangenheit: Das "alte Herkommen" im politischen Denken der niederösterreichischen Stände im Zeitalter der Konfessionskonflikte (ca. 1570 bis 1630), in: Bahlke, J. / Strohmeyer, A. (Hg.), *Die Konstruktion der Vergangenheit*. Berlin 2002, S.105, 126-127.
- (21) Müller, K., Habsburger Adel um 1700: Die Familie Lamberg. in: *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*. 32 (1979), S.78-108; Van Horn Melton, J., The Nobility in the Bohemian and Austrian Lands, 1620-1780. in: Scott, N.M. (Hg.), *The European Nobilities in the 17th and 18th Centuries*. Vol.2 London 1995, pp.110-143; Bůžek, V. / Mat'a, P., Wandlungen des Adels in Böhmen und Mähren im Zeitalter des 'Absolutismus', in: Asch, R. (Hg.), *Der europäische Adel im ancien Régime. Von der Krise der ständischen Monarchien bis zur Revolution (ca. 1600-1789)*. Köln / Weimar / Wien 2001, S. 287-321; Hengerer, M., *Kaiserhof und Adel in der Mitte des 17. Jahrhunderts. Eine Kommunikationsgeschichte der Macht in der Vormoderne*. Wien 2003; Pécér, A., *Die Ökonomie der Ehre. Der höfische Adel am Kaiserhof Karls VI. (1711-1740)*. Darmstadt 2003; Mat'a, P., Der Adel aus den böhmischen Ländern am Kaiserhof 1620-1740, in: *Opera Historica*. 10 (2003), S.192-233.
- (22) 2004年12月15日 歴史学研究所 報告書第14号 2004-12-15 15 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000
- (23) Pribram, A.F., Die niederösterreichischen Stände und die Krone in der Zeit Kaiser Leopold I, in: *Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung*. 14 (1893), S.589-652; Hummer, M., *Die niederösterreichischen Landtage von 1683-1705*. Phil. Diss. Wien 1976.

- (7) Gutkas, K., Die führenden Persönlichkeiten der habsburgischen Monarchie von 1683-1740. in: Ders. (Hg.), *Prinz Eugen und das barocke Österreich*. Salzburg / Wien 1985, S.73-86; 拙稿「オーストリア継承戦争とハプスブルク君主国の諸身分——一七四一年の下オーストリアにおける動向を中心に——」『西洋史学』二二四号(100頁)。
- (8) Klingenstein, *op. cit.*, S.375; Fischel, A., Christian Julius von Schierendorf, ein Vorläufer des liberalen Zentralismus unter Josef I. und Karl VI. in: Ders., *Studien zur Österreichischen Reichsgeschichte*. Wien 1906, S.178-179.
- (9) Schwerdleger, J., Der bairische-französische Einfall in Ober- und Niederösterreich (1741) und die Stände der Erzherzogtümer. in: *Archiv für Österreichische Geschichte*. 87 (1889), S.319-446. u. 91 (1902), S. 121-247; Klingenstein, *op. cit.*, S. 377; Dickson, *op. cit.*, vol.1, p.14, 297; Wangemann, E., *The Austrian Achievement 1700-1800*. London 1973, p.178; 拙稿「オーストリア継承戦争とハプスブルク君主国の諸身分」三二—三五頁をご覧ください参照。
- (10) Dickson, *op. cit.*, vol.1, p.297.
- (11) Sturmberger, H., Der absolute Staat und die Länder in Österreich. in: Institut für Österreichkunde (Hg.), *Der österreichische Föderalismus und seine Grundlagen*. Wien 1969, S.81.
- (12) 註4に挙げた諸文献、及び Winkelbauer, Th., Elements of Identity among the Nobility in the Bohemian and Austrian Lands during the 16th and 17th Centuries. 『近世中・東欧における地域・サブ・ナショナル・アイデンティティ』(京都大学大学院文学研究科西洋史研究室編)二〇〇四年三月)「五八—六二頁(邦訳:七四—七七頁)を参照。
- (13) これは本稿における検討期間において、租税要請の際に諸身分が声明で提示した提供額が常にヘレン身分が意見書で提示した額と同じであったこと、また声明の文面も多くの場合ヘレン身分の意見書のそれに基づくものであったことに示されてくる。
- (14) この期間については、一七〇一年及び二二年の「租税要請議会」(Postulatalandtag)の出席者リストが残されているのみである。前者には聖職者身分一五人、ヘレン身分三十八人、リッター身分二五人の名が記されている(都市身分の参加者の記録はなし)。Niederösterreichisches Landesarchiv (以下 NÖLA), Landtagshandlungen (以下 LH), bey der Landtagsproposition des 10. Januar

- Anno 1701, 10.11.1701. 後者は聖職者身分二三人、クン
 身分三〇人、リッター身分二三人、都市身分一五人の名を
 記された。Mairn Edler v. Mairfeld, J. B.,
*Beschreibung was... biss nach vorgegangenem Erb-
 Huldigung welche dem alldurch (lauchtignisten)... Kay-
 ser Carolo dem Sechsten... die gesamte Nieder-Oesterr.
 Stände den 8. Nov. A. 1712... abgelegt, sich Merkwürdiges
 hat zugefragen..* Wien 1712, S.15.
- (5) NÖLA. Herrenstandarchiv. III. Nr.2; XXIIa. Nr.1;
 Nr.2.
- (9) NÖLA. Ständische Bücher (N+StB), Nr. 425;
 Handschrift, Nr.93.
- (11) Bibl. V., *Die Restauration der niederösterreichischen
 Landesverfassung unter Kaiser Leopold II.* Innsbruck
 1902, S.34.
- (2) Petrin, S., *Die Stände des Landes Niederösterreich.
 St.Pölten / Wien 1982, S.18.*
- (2) Hassinger, H., Die Landstände der österrei-
 chischen Länder. Zusammensetzung, Organisation
 und Leistung von 16 - 18. Jahrhundert. in: *Jahrbuch
 für Landeskunde von Niederösterreich.* 36 (1964), S.1019
 -1021; Dickson, *op. cit.*, vol.1, p.301.
- (2) Schulze, *op. cit.*, S.268.
- (12) NÖLA. StB, Sitzungsprotokolle (Landtagsprotok-
 olle), Nr. 88-92. 筆者は拙稿「ホーステリヤ継承戦争メン
 スムルタ君主國の諸身分」三五頁註(一)において「議
 事録に類した文書はホーステリヤの場合存在しない」と
 述べたが、これは誤りであった。なお、一七三九年及び四
 〇年については史料の不備が見られるため、ここでは参照
 しない。
- (13) Verzeichnis aller demahlen lebender Lands = Mit-
 glieder in Unter = Oesterreich. In: *Codex Austriacus III.*
 S.664-669; Schopf, D., *Die im Zeitraum von 1620-1740 er-
 folgten Neuaufnahmen in den niederösterreichischen Her-
 renstand.* Phil. Diss. Wien 1966; Knoll, E.S., *Der niederös-
 terreichische Herrenstand von 1740-1848.* Phil. Diss.
 Wien 1966, S.252. 4の真田。
- (13) ホーステリヤのメンスマムブルク君主國に屬す
 る種族全ての領邦に於て、領邦統治を司る機關として、
 君主直屬のものと諸身分が選出されるものと二つが存在す
 ること。Karafiol, E., *The Reforms of the Empress
 Maria Theresa in the provincial Government of lower
 Austria 1740-1765.* Phil. Diss. Cornell University 1965,
 pp. 61-67; [Starzer, A.], *Beiträge zur Geschichte der*

- niederösterreichischen Statthalerei. Die Landeschefts und Reihe dieser Behörde von 1501 bis 1896.* Wien 1897, S.3-56; Hasinger, *op. cit.*, S.1015-1024.
- (73) Perger, R., Der Adel in öffentlichen Funktionen und sein Zuzug nach Wien. in: Feigl, H. / Rosner, W. (Hg.), *Adel im Wandel.* Wien 1991, S.271-273. ただしペルガーはここで領邦官職の保有状況を拠り所に主導層の確定を行っており、領邦議会ならくヘレン身分部会への出席はごく少数に過ぎない。
- (74) Evans, *op. cit.*, pp.176-177. Siebmacher, J., *Die Wap-pen des Adels in Niederösterreich.* 2 Teile. Nürnberg 1909, 1918 (Nachdruck 1983). Perger, R., Die Zusammen-setzung des Adels im Land unter der Enns. in: Feigl, H. / Rosner, W. (Hg.), *Adel im Wandel.* S.33-36; Ver-zeichniß..in: *Codex Austricus III.* S.668.
- (75) Gutkas, K., *Geschichte des Landes Niederösterreich.* 6. Aufl. St. Pölten / Wien 1983, S.188.
- (76) Matra, *op. cit.*, S.220.
- (78) Gutkas, K., *Das Türkenjahr 1683 in Niederöster-reich.* St. Pölten / Wien 1982, S. 27-28; Zöllner, E., *Geschichte Österreichs: von den Anfängen bis zur Gegen-wart.* 6. Aufl. Wien 1990, S.276.
- (79) NÖLA. LH, Kaiserlicher Rezess, 23.7.1689. 以下“die wegen des Anno 1683. erlitteten türkischen Lan-desruin auf 12 Jahr id est von Anno 1688. bis End 1699 tam pro Camerari quam Militari determinirte Land-tags Bewilligungen.”と簡潔に記されている。この文言がこの協定の性格を正確に表したものであることは、協定で定められた額が二〇万から二五万クルデンであったのに対し、一六六〇年から八三年までに諸身分が提供した租税額の平均が五八万クルデン強であったことが示している。Österreichisches Staatsarchiv. Hofkammerarchiv. Ös-terreichische Landtagsakten. Rote Nr.58. Faszikel 2, 122, Summari Tabella.
- (80) 領邦長官は原則としてヘレン身分部会が常に出席して来たため、在職中の出席は表一及び三作成の際には考慮してはならないと規定されている。
- (81) Evans, *op. cit.*, p.175; Siebmacher, *op. cit.*, Teil 1, S. 181; Mueller, Ch. L., *The Syrrian Estates 1740-1848.* New York / London 1987, pp.4-5.
- (82) Mayer, A., Die ständische Akademie in Wien. in: *Blätter des Vereins für Landeskunde von Niederöster-reich.* 22 (1888), S.311-354.
- (83) NÖLA. Handschrift, Nr.66.

- (34) ただし、これをまっけてこれらの家門が諸身分の活動から完全に手を引いたとは言えない。例えばオーストリア国務庁長官フィリップ・ルードヴィヒ・ジンツェンドルフはほとんどの領邦において諸身分資格を獲得していた。
- Gutkas, K., Die Österreichischen Länder im Zeitalter des Hochbarocks. in: *Ders., Prinz Eugen und das barocke Österreich*, S.175.
- (35) Feuchtmüller, R., *Das niederösterreichische Landhaus – ein kunsthistorisches Denkmal 1513–1850*. Wien 1949, S.12–28; Winkelbauer, *Ständefreiheit und Fürstentum*, I. Bd, S.52–54.
- (36) Gutkas, Die Österreichischen Länder im Zeitalter des Hochbarocks, S.176–177.
- (37) 註14参照。
- (38) Kriegl, *op. cit.*, S.22; Bidermann, H. I., *Geschichte der österreichischen Gesamt-Staats-Idee 1526–1804. II: 1705–1740*. Innsbruck 1899, S.47–48.
- (39) NÖLA. LH, Rezess, 12.3.1723.
- (40) A・レーナはこうした努力が顕著に見られるようになった時期として、二十二年から三十二年までを挙げている。Beer, A., Das Finanzwesen der Monarchie. in: *Oesterreichischer Erbfolgekrieg 1740–1748*. I. Bd. Wien 1896, S.215.
- (41) [Starzer, A.], *op. cit.*, S.453.
- (42) 対トルコ戦争(一七一六一―一七八年)の戦費が約六〇〇万グルデンであったのに対し、ポーランド継承戦争のそれは約七三〇〇万グルデン、このトルコ戦争のそれは約一億四六〇〇万グルデンに達した。Hochedinger, M., *Austria's Wars of Emergence. War, States and Society in the Habsburg Monarchy 1683–1797*. London 2003, p.231.
- (43) NÖLA. LH, Landtagsproposition, 17.11.1734; die Landtagsklärung, 27.12.1734.
- (44) Siebnacher, *op. cit.*, Teil. I, S.303; Schopf, *op. cit.*, S.252–255.
- (45) 国力増大のためには諸身分の影響力を排除し、統一的・中央集権的システムを樹立することが不可欠であるとす。意見は十七世紀後半以降絶えず主張され続けていたが、こうした主張が容れられることはなかった。Sturmbacher, *op. cit.*, S.81–82; Fischel, *op. cit.* また先に述べたように、マリア・テレジアは諸身分に極めて厳しい評価を下していたが、一方で第一次ポーランド分割によって獲得したガリツィアにはオーストリア世襲領の例に倣い、ハンリッター、都市の三身分からなる領邦議会を設けていた(一七三五年)。Sturmbacher, *op. cit.*, S.89.

(46) 重農主義的税制改革への諸王国・諸領邦の諸身分の反応はこの好例である。これについてはH・バラージュ・エーヴァ『ハプスブルクとハンガリー』(渡邊昭子・岩崎周一訳、成文社、二〇〇三年)、二七九—二八八頁を参照。またヨーゼフの葬儀の翌日の日曜日(一七九一年二月二七日)、下オーストリアの諸身分は宮廷の許可なく領邦議會を自主的に開催し、新帝レーオポルト二世に対しヨーゼフ期に損なわれた特権の回復を求める請願を行うことを決議するが、それを提案して中心的な役割を果たしたのは、一七〇〇年頃を境に諸身分の活動から大幅に手を引いていたツィンツェンドルフ家のカールであった(なお、彼が領邦議會に出席したのはこの時が初めてである)。Wolf, A. *Geschichtliche Bilder aus Österreich*. II. Wien 1880, S. 289–292; Pettenegg, ED. G.V. (Hg.), *Ludwig und Karl Grafen und Herren von Zinzendorf. Ihre Selbstbiographie nebst einer kurzen Geschichte des Hauses Zinzendorf*. Wien 1879. また特権の回復を求めて一七九一年に開かれた一連の領邦議會には、侯爵位を持つ大貴族のリヒテンシュタイン、コロレド、シュタルヘムベルクが参加してゐる。Bibl., *op. cit.*, S.27–31, 35, 59.

二〇〇五年 七月二九日受稿
二〇〇五年 九月八日 をへて掲載決定

(一橋大学大学院博士課程)